

環循規発第1802263号
平成30年2月26日

各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長

「産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る許可番号取扱要領」における都道府県及び政令市固有番号の追加について（通知）

産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る許可番号については、平成28年2月1日付け環廃産発第1602013号通知別添の「産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る許可番号取扱要領」（以下「要領」という。）に基づく付与手続きをお願いしているところである。

要領においては、各都道府県及び政令市の固有番号を定めているが、このたび「地方自治法第252条の22第1項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令」（平成29年政令第286号）が公布され、平成30年4月1日付けで福島市、川口市、八尾市、明石市、鳥取市及び松江市が中核市となり、新たに産業廃棄物行政を担うこととなった。

については、これらの市に対して以下のとおり政令市固有番号を付与するとともに、要領別紙1を別添のとおり改正したので通知する。

政令市名	政令市固有番号
福島市	124
川口市	125
八尾市	126
明石市	127
鳥取市	128
松江市	129

都道府県及び政令市の固有番号

都道府県名	都道府県固有番号	都道府県名	都道府県固有番号
北海道	001	滋賀県	025
青森県	002	京都府	026
岩手県	003	大阪府	027
宮城県	004	兵庫県	028
秋田県	005	奈良県	029
山形県	006	和歌山県	030
福島県	007	鳥取県	031
茨城県	008	島根県	032
栃木県	009	岡山県	033
群馬県	010	広島県	034
埼玉県	011	山口県	035
千葉県	012	徳島県	036
東京都	013	香川県	037
神奈川県	014	愛媛県	038
新潟県	015	高知県	039
富山県	016	福岡県	040
石川県	017	佐賀県	041
福井県	018	長崎県	042
山梨県	019	熊本県	043
長野県	020	大分県	044
岐阜県	021	宮崎県	045
静岡県	022	鹿児島県	046
愛知県	023	沖縄県	047
三重県	024		

政令市名	政令市固有番号	政令市名	政令市固有番号
旭川市	050	横浜市	056
札幌市	051	川崎市	057
函館市	052	横須賀市	058
小樽市	053	新潟市	059
仙台市	054	金沢市	060
千葉市	055	岐阜市	061

注)小樽市は平成18年4月1日に政令市から除外

政令市名	政令市固有番号	政令市名	政令市固有番号
静岡市	062	豊橋市	096
浜松市	063	高松市	097
名古屋市	064	相模原市	098
京都市	065	西宮市	099
大阪市	066	倉敷市	100
堺市	067	さいたま市	101
東大阪市	068	奈良市	102
神戸市	069	川越市	103
姫路市	070	船橋市	104
尼崎市	071	岡崎市	105
和歌山市	072	高槻市	106
広島市	073	一	107
吳市	074	青森市	108
下関市	075	八王子市	109
北九州市	076	盛岡市	110
福岡市	077	柏市	111
大牟田市	078	久留米市	112
長崎市	079	一	113
佐世保市	080	前橋市	114
熊本市	081	大津市	115
鹿児島市	082	高崎市	116
岡山市	083	一	117
宇都宮市	084	豊中市	118
富山市	085	那霸市	119
秋田市	086	枚方市	120
郡山市	087	越谷市	121
大分市	088	八戸市	122
松山市	089	一	123
豊田市	090	福島市	124
福山市	091	川口市	125
高知市	092	八尾市	126
宮崎市	093	明石市	127
いわき市	094	鳥取市	128
長野市	095	松江市	129